

5 参考資料

(1) 男女共同参画社会基本法

平成11年 6月23日法律第78号
改正 平成11年 7月16日法律第102号
平成11年12月22日法律第160号

目次

- 前文
- 第1章 総則（第1条～第12条）
- 第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条～第20条）
- 第3章 男女共同参画会議（第21条～第28条）
- 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る

男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念の通り、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する

施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- (4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - (2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要

があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則（平成11年6月23日法律第78号）一抄一

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法（平成9年法律第7号）は、廃止する。

附 則（平成11年7月16日法律第102号）一抄一

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日^{*}から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。（※平成13年1月6日）

(1) 略

(2) 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

(1) から(10)まで 略

(11) 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成11年12月22日法律第160号）一抄一

(施行期日)

第1条 この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

(2) 京都市男女共同参画推進条例

平成15年12月26日公布
京都市条例第44号

目次

前文	
第1章	総則（第1条～第7条）
第2章	男女共同参画を阻害する行為の禁止等（第8条・第9条）
第3章	男女共同参画の推進に関する基本的施策（第10条～第20条）
第4章	苦情等の処理（第21条）
第5章	男女共同参画審議会（第22条～第24条）
第6章	雑則（第25条）
附則	

ここ京都では、男女が共に、長い歴史の中で培われた伝統と文化を大切に、自由で先駆的な気風をはぐくみながら、個性豊かで活力に満ちたまちを築いてきた。このような京都が、将来にわたって、魅力あふれるまちとして輝き続けるためには、市民一人一人が、性別にかかわらず個人として尊重され、様々な分野で生き生きと活動することができるようにしなければならない。

これまで、本市においては、日本国憲法にうたわれた男女平等の理念が、京都のまちに息づくことを願い、その実現に向けた歩みを進めてきたが、依然として、性別による固定的な役割分担等を背景とした課題が残されている。そのため、今後も、男女平等の理念に立って、男女が、互いに人権を尊重しつつ、協力し合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画の一層の推進を図る必要がある。

ここに、本市は、自治の精神に基づく活発な地域活動の土壌や豊富に蓄積された知的資源など1200年を超える歴史の中で培われた京都の優れた特性を生かし、市民等との緊密な連携の下に、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することが、すべての市民が個人としての誇りと家族や地域のきずなを大切に、未来への希望を持って暮らすことができるまちの実現に不可欠であると認識し、この条例を制定する。

第1章 総 則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに本市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(基本理念)

第2条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 男女が、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として等しく尊重されるよう

にするとともに、性別による固定的な役割分担等を反映した制度又は慣行が、男女の社会における活動の選択に影響を及ぼさないようにすること。

- (2) 男女が、性別を理由とする就業上の不利益を受けることなく、安心して職業生活を継続することができるようにすること。
- (3) 男女が、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動について、家族の一員として相互に協力し、当該活動と当該活動以外の活動との両立を図ることができるようにすること。
- (4) 男女が、互いの性を理解し、尊重すること。
- (5) 男女が、個人として能力を発揮する機会が確保されるとともに、本市、事業者及び民間の団体における政策又は方針の立案から決定までの過程に共同して参画することができるようにすること。
- (6) 男女共同参画の推進に関する国際社会の取組と協調すること。

(本市の責務)

第3条 本市は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

- 2 本市は、前項の施策を策定し、及び実施するに当たっては、市民、事業者及び民間の団体(以下「市民等」という。)との緊密な連携協力を図るとともに、特に広域的な取組を必要とする場合にあっては、国及び他の地方公共団体と相互に協力するよう努めなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、基本理念にのっとり、性別による固定的な役割分担等を反映した慣行に捕らわれることにより他人の自由な意思決定を阻害することのないよう努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に寄与するよう努めなければならない。
- 3 市民は、本市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その雇用における男女の平等な機会及び待遇の確保を図るとともに、男女が職業生活における活動と家庭生活等における活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女共同参画の推進に寄与するよう努めなければならない。
- 3 事業者は、本市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(施策の実施体制の整備等)

第6条 本市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な体制を整備するよう努めなければならない。

2 本市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講じるよう努めなければならない。

(年次報告)

第7条 市長は、毎年、本市が講じた男女共同参画の推進に関する施策の状況等を明らかにした報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第2章 男女共同参画を阻害する行為の禁止等

(性別による人権侵害の禁止)

第8条 何人も、いかなる場合においても、性別による差別的取扱い、性的な言動により他人を不快にさせる行為、配偶者等に対して身体的又は精神的な苦痛を与える行為その他の性別の違いを背景とした人権侵害（以下「性別による人権侵害」という。）を行ってはならない。

(広告物の表現の配慮)

第9条 何人も、公共の場所において、広告物を表示し、又は掲出しようとするときは、広告物の表現が、性別による人権侵害を是認し、若しくは助長する表現又は過度に性的な表現とならないよう配慮しなければならない。

第3章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(男女共同参画計画)

第10条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画の推進に関する計画（以下「男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 男女共同参画の推進に関する長期的な目標
- (2) 男女共同参画の推進に関する施策の大綱
- (3) その他男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 市長は、男女共同参画計画を定めるに当たっては、第22条に規定する審議会の意見を聴くとともに、市民等の意見を適切に反映するために必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、男女共同参画計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第11条 本市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念に配慮しなければならない。

らない。

(市民等の理解を深めるための措置)

第12条 本市は、基本理念に関する市民等の理解を深めるため、広報活動その他の必要な措置を講じなければならない。

(性別による人権侵害の防止等)

第13条 本市は、性別による人権侵害の防止及び性別による人権侵害により被害を受けた者に対する支援に努めなければならない。

(家庭生活における活動と職業生活等における活動との両立)

第14条 本市は、男女が、性別にかかわらず家庭生活における活動と職業生活等における活動との両立を円滑に図ることができるようにするため、保育の充実その他の必要な措置を講じなければならない。

(雇用における平等な機会及び待遇の確保等)

第15条 本市は、事業者に対し、その雇用における男女の平等な機会及び待遇の確保に関する自主的な取組を促進するため、情報の提供、助言その他の必要な措置を講じなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、事業者に対し、男女共同参画の推進に関する状況について報告を求めることができる。

3 市長は、前項の報告を取りまとめ、これを公表することができる。

4 本市は、家族等により営まれる事業に従事する男女が、当該事業に係る活動において、性別による固定的な役割分担等を反映した慣行により、個人として能力を発揮することが妨げられないようにするため、情報の提供その他の必要な措置を講じなければならない。

(政策等の立案から決定までの過程における男女共同参画)

第16条 本市は、その政策の立案から決定までの過程における男女共同参画を推進するため、審議会その他の附属機関及びこれに類する合議体における男女の委員の数の均衡の確保その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。

2 本市は、事業者及び民間の団体に対し、その方針の立案から決定までの過程における男女共同参画を促進するため、積極的改善措置（社会のあらゆる分野における活動への参画の機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。）に関する情報の提供、助言その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(教育及び学習の振興)

第17条 本市は、学校、家庭、地域その他の様々な場において、男女共同参画の推進に関する教育及び学習の振興を図るために必要な措置を講じなければならない。

(妊娠及び出産に係る健康の保持増進)

第18条 本市は、男女が、互いの性についての

理解を深めるとともに、妊娠及び出産に係る健康の保持増進を図ることができるようにするため、情報の提供、医療の確保その他の必要な措置を講じなければならない。

(市民等の活動に対する支援)

第19条 本市は、市民等が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、施設の提供その他の必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第20条 本市は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するために必要な調査研究を行わなければならない。

2 本市は、前項の調査研究を行うに当たっては、大学及び研究機関との連携に努めなければならない。

第4章 苦情等の処理

第21条 市民等は、性別による人権侵害と認められる行為又は本市が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、苦情、相談その他の意見を市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出を受けたときは、当該申出に係る苦情等を適切に処理しなければならない。

3 市長は、前項の規定による処理を行うために必要な体制を整備しなければならない。

第5章 男女共同参画審議会

(審議会)

第22条 男女共同参画の推進に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するとともに、当該事項について市長に対し、意見を述べるため、京都市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(審議会の組織)

第23条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

3 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

(委員の任期)

第24条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

第6章 雑則

(委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条第3項及び第5項(審議会に関する部分に限る。)、第4章並びに第5章の規定は、市規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に男女共同参画社会基本法第14条第3項の規定により定められた計画は、第10条第1項の規定により定められた男女共同参画計画とみなす。

(3) 京都市男女共同参画推進条例施行規則

(専門員の設置)

第1条 市長は、京都市男女共同参画推進条例第21条第1項の規定による申出（以下「苦情等の申出」という。）を適切に処理するため、京都市男女共同参画苦情等処理専門員（以下「専門員」という。）を置く。

(専門員の定数等)

第2条 専門員の定数は、3人以内とする。
2 専門員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(専門員の任期)

第3条 専門員の任期は、2年とする。ただし、補欠の専門員の任期は、前任者の残任期間とする。
2 専門員は、再任されることができる。

(苦情等の申出の処理に関する補則)

第4条 この規則に定めるもののほか、苦情等の申出の処理に関し必要な事項は、所轄局長が定める。

(審議会の会長及び副会長)

第5条 京都市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長2人を置く。
2 会長は委員の互選により定め、副会長は委員のうちから会長が指名する。
3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する副会長がその職務を代理し、会長及び当該副会長に事故があるときは、他の副会長がこれを代理する。

(審議会の招集及び議事)

第6条 審議会は、会長が招集する。ただし、会長及びその職務を代理する者が在任しないときの審議会は、市長が招集する。
2 会長は、会議の議長となる。
3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
5 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(審議会の部会)

第7条 審議会は、特別の事項を調査し、及び審議させるため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。
2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。
3 部会ごとに部会長を置く。
4 部会長は、会長が指名する。
5 部会長は、その部会の事務を掌理する。
6 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。
7 部会長は、部会の調査又は審議が終了したときは、当該調査又は審議の結果を審議会に報告しなければならない。

8 前条（第4項を除く。）の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第1項ただし書中「市長」とあるのは、「会長」と読み替えるものとする。

(審議会の庶務)

第8条 審議会の庶務は、文化市民局において行う。

(審議会に関する補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(4) 男女共同参画に関する年表

	世 界	国 内	京 都 市
1975年 (昭和50)	<ul style="list-style-type: none"> ●国連婦人年(目標：平等・開発・平和) ●国際婦人年世界会議(メキシコシティ)開催 〔「世界行動計画」, 「婦人の平等と開発と平和への婦人の寄与に関するメキシコ宣言」採択〕 	<ul style="list-style-type: none"> ●女子教育職員・看護婦・保母等の育児休業に関する法律公布 ＜翌年施行＞ ●内閣総理大臣を本部長とする「婦人問題企画推進本部」設置 ●「婦人問題企画推進会議」設置 ●総理府に「婦人問題担当室」設置 	
1976年 (昭和51)		<ul style="list-style-type: none"> ●民法等一部改正法公布・施行(離婚後の婚氏統稱制度新設) ●第1回日本婦人問題会議開催 	
1977年 (昭和52)		<ul style="list-style-type: none"> ●「国内行動計画」(～1986年)策定 ●「婦人の政策決定参加を促進する特別活動推進要綱」決定 ●「国内行動計画前期重点目標」策定 ●国立婦人教育会館開館 	
1978年 (昭和53)		<ul style="list-style-type: none"> ●「婦人の現状と施策－国内行動計画第1回報告書－」発表 	<ul style="list-style-type: none"> ●市会において「婦人の地位向上のための請願」採択 ●総務局に「勤労者・婦人対策室」設置 ●「京都市の婦人対策の推進について」市長決定 ●「婦人問題関係基礎資料集」発行 ●「婦人問題企画推進協議会」設置 (～1980年12月) 〔「京都市の婦人対策の基本的な考え方と施策の方向について」を諮問〕 ●「婦人問題行政内連絡会」設置 (～1981年4月) ●世界文化自由都市宣言 ●「婦人会議」設置(現 男女共同参画市民会議)
1979年 (昭和54)	<ul style="list-style-type: none"> ●国連「婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(女子差別撤廃条約)採択 		<ul style="list-style-type: none"> ●「京都市女子職員意識調査」実施 ●「勤労者・婦人対策室」を「婦人対策課」に改組 ●婦人問題企画推進協議会「婦人問題解決のために－中間報告－」発表
1980年 (昭和55)	<ul style="list-style-type: none"> ●「国連婦人の10年」中間年世界会議(コペンハーゲン)開催 〔「国連婦人の後半期行動プログラム」採択, 「女子差別撤廃条約」65か国署名, 4か国批准, NGOフォーラム並行開催〕 	<ul style="list-style-type: none"> ●「国内行動計画第2回報告書」発表 ●「国連婦人の10年」中間年世界会議参加(「女子差別撤廃条約」署名) ●民法及び家事審判法一部改正法公布(配偶者の法定相続分の引上げ, 寄与分制度新設) ＜翌年施行＞ 	<ul style="list-style-type: none"> ●「婦人実態調査」実施 ●第1回婦人会議開催 ●婦人問題情報紙「女性市民きょうと」創刊(～1992年) ●婦人問題企画推進協議会「京都市の婦人対策の基本的な考え方と施策の方向について」答申
1981年 (昭和56)	<ul style="list-style-type: none"> ●ILO第156号「男女労働者特に家族的責任を有する労働者の機会均等及び平等待遇に関する条約」(家族的責任条約)採択 ●「女子差別撤廃条約」発効 	<ul style="list-style-type: none"> ●国連婦人の10年後半期にむけて「国内行動計画」に対する婦人問題企画推進会議意見提出 ●「国内行動計画後期重点目標」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ●第2回婦人会議開催 ●市会「女子差別撤廃条約の早期批准に関する要望書」を国へ提出 ●「婦人対策課」を「婦人計画課」に改組 ●社会教育総合センター(現 生涯学習総合センター)に婦人教育情報センター開設

	世 界	国 内	京 都 市
			<ul style="list-style-type: none"> ●「婦人行政企画推進会議」設置（現 男女共同参画推進会議） ●婦人会議テーマ別集会開催（6回） ●「婦人問題懇話会」発足（～1982年10月） ●「婦人問題意識調査」実施 ●第3回婦人会議開催
1982年 (昭和57)	<ul style="list-style-type: none"> ●国連「女子差別撤廃条約委員会」設置 ●国連総会「国際平和と協力促進への婦人の参加に関する宣言」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ●「雇用における男女平等の判断基準の考え方について」男女平等問題専門家会議報告 ●労働省婦人少年局に「男女平等法制化準備室」設置 	<ul style="list-style-type: none"> ●「婦人問題解決のための京都市行動計画試案」発表 ●婦人会議課題別集会開催（5回） ●「婦人問題解決のための京都市行動計画」策定（～1991年） ●京都市女性市民国内交流会実施(福岡市)
1983年 (昭和58)	<ul style="list-style-type: none"> ●国連「'85 世界会議」（ケニア・ナイロビ）の開催決定 	<ul style="list-style-type: none"> ●法制審議会が国籍法改正について中間試案を発表 ●「国内行動計画第3回報告書」発表 ●婦人少年問題審議会が男女雇用平等法制定にむけて中間報告を発表 ●法制審議会の国籍法部会が国籍法の全面改正要綱案を決定 	<ul style="list-style-type: none"> ●非核、平和都市宣言 ●第4回婦人会議開催 ●「婦人計画課」を「婦人青少年課」に改組 ●「婦人問題アドバイザー」設置（～1989年） ●「京都市基本構想」策定（女性の地位向上への取組を明記） ●第5回婦人会議開催
1984年 (昭和59)	<ul style="list-style-type: none"> ●「国連婦人の10年世界会議」エスカップ地域政府間準備会議（東京）を開催 	<ul style="list-style-type: none"> ●婦人少年問題審議会が男女雇用平等法制定にむけて報告書を提出 ●国籍法及び戸籍法の一部改正法公布（父母両系血統主義の採用，配偶者の帰化条件の男女同一化） <翌年施行> 	<ul style="list-style-type: none"> ●在日・在洛外国人等との交流会開催 ●「女性市民ハンドブック」発行 ●「京都市老人福祉中・長期計画」策定（「婦人問題解決のための京都市行動計画」の主旨を盛り込む） ●第6回婦人会議開催
1985年 (昭和60)	<ul style="list-style-type: none"> ●ILO総会「雇用における男女の均等な機会及び待遇に関する決議」採択 ●国連婦人の10年最終年世界会議（ナイロビ）開催 「西暦2000年に向けての婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択，NGOフォーラム並行開催 	<ul style="list-style-type: none"> ●国民年金法一部改正法公布（女性の年金権の確立） <翌年施行> ●男女雇用機会均等法公布 <翌年施行> ●労働者派遣法公布 <翌年施行> ●「女子差別撤廃条約」批准 ●「国内行動計画第4回報告書」発表 ●パートタイム労働旬間実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●「婦人問題解決のための京都市行動計画－昭和58年度推進事業報告書－」発行 ●第7回婦人会議開催 ●「京都市基本計画」策定（「婦人問題解決のための京都市行動計画」の推進を明記） ●点字版「女性市民ハンドブック」発行 ●ナイロビ世界会議（NGOフォーラム）及びヨーロッパにおける婦人の状況調査に代表団派遣 ●第8回婦人会議開催 ●「婦人問題解決のための京都市行動計画－昭和59年度推進事業報告書－」発行
1986年 (昭和61)		<ul style="list-style-type: none"> ●女子労働基準規則の制定 ●婦人問題企画推進本部の構成を全省庁に拡大 ●総理府に「婦人問題企画推進有識者会議」設置 ●雇用政策条約（第122号）人的資源開発条約（第142号）批准 	<ul style="list-style-type: none"> ●第9回婦人会議開催 ●「パートタイム労働者に関する調査」実施 ●「婦人問題関係資料集」発行 ●第10回婦人会議開催 ●「婦人問題解決のための京都市行動計画－昭和60年度推進事業報告書－」発行
1987年 (昭和62)		<ul style="list-style-type: none"> ●「西暦2000年に向けての新国内行動計画」（以下，「新国内行動計画」）策定 ●労働基準法改正 ●労働省「今後のパートタイム労働対策のあり方について」発表 ●所得税法一部改正法公布・施行（配偶者特別控除制度創設） 	<ul style="list-style-type: none"> ●第11回婦人会議開催 ●第12回婦人会議開催 ●第13回婦人会議開催 ●「婦人問題解決のための京都市行動計画－昭和61年度推進事業報告書－」発行

	世 界	国 内	京 都 市
1988年 (昭和63)		●「農村漁村婦人の日（3月10日）」設定	●「女性市民ハンドブック」（改訂版）発行 ●第14回婦人会議開催 ●「婦人問題解決のための京都市行動計画－昭和62年度推進事業報告書－」発行
1989年 (平成元)	●国連「児童の権利に関する条約」採択	●文部省「新学習指導要領」告示（高等学校家庭科の男女必修化及び中学校技術・家庭科における男女同一の履修の取扱い） ●労働省「パートタイム労働指針」策定	●第15回婦人会議開催 ●第16回婦人会議開催
1990年 (平成2)	●国連「西暦2000年に向けての婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略の実施に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択	●「新国内行動計画」見直し方針決定	●「婦人問題解決のための京都市行動計画－昭和63年度推進事業報告書－」発行 ●第17回婦人会議開催 ●「婦人問題懇話会」設置（～1992年） 〔「第2次婦人行動計画の課題と方向性について」諮問〕 ●「女性問題に関する意識・実態調査」実施 ●第18回婦人会議開催
1991年 (平成3)		●「育児休業法」公布（民間企業対象，男女共に取得可能） ＜翌年施行＞ ●「新国内行動計画」第1次改定 ●国家公務員，地方公務員の育児休業法公布 ＜翌年施行＞	●第19回婦人会議開催 ●「婦人問題解決のための京都市行動計画－平成元年度推進事業報告書－」発行 ●「女性問題に関する意識・実態調査報告書」発行 ●婦人問題懇話会「第2次京都市女性行動計画への提言」答申 ●「第2次京都市女性行動計画への市民からの意見募集」実施 ●第20回女性会議開催（「婦人会議」から名称変更） ●女性総合センター着工 ●婦人行政企画推進会議幹事会「女性企画部会」発足 ●女性会議テーマ別集会開催（合計4回） ●「京都市健康都市構想」策定 ●「第2次女性行動計画への意見集」発行 ●第21回女性会議開催
1992年 (平成4)	●環境と開発に関する国連会議（地球サミット／リオデジャネイロ）開催（NGOフォーラム並行開催）	●労働省「介護休業等に関するガイドライン」策定 ●「新国内行動計画に関する報告書（第1回）」発表（～1996年（第5回）まで年1回発表） ●婦人問題担当大臣任命（内閣官房長官）	●「婦人問題解決のための京都市行動計画－平成2年度推進事業報告書－」発行 ●「第2次京都市女性行動計画」策定 ●「婦人青少年課」を「女性青少年課」に名称変更 ●「女性政策懇談会」設置（のち，男女共同参画懇話会（～2003年）） ●女性行政企画推進会議幹事会「常任幹事会」発足 ●女性問題をみんなで考えるグラフ誌「E b」（イー・フラット）創刊 ●女性会議「ウイングス・フォーラム'92」開催

	世 界	国 内	京 都 市
1993年 (平成5)	<ul style="list-style-type: none"> ●国連世界人権会議（ウィーン）開催 （女性の人権を含む「ウィーン宣言」及び「行動計画」）策定 ●国連総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ●「パートタイム労働法」公布・施行 ●労働省「女子雇用管理とコミュニケーション・ギャップに関する研究会の報告について」 ●保健婦助産婦看護婦法改正（男性保健士認める） ●中学校における家庭科の男女必修完全実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●「新京都市基本計画」策定 ●「婦人問題解決のための京都市行動計画－平成3年度推進事業報告書－」発行 ●「審議会等への女性の登用促進のための特別活動要綱」制定 ●財団法人京都市女性協会設立
1994年 (平成6)	<ul style="list-style-type: none"> ●国際家族年 ●「開発と女性」に関する第2回アジア・太平洋大臣会議（ジャカルタ）開催 （「ジャカルタ宣言（行動計画を含む）」採択） ●国際人口・開発会議（カイロ）開催 （リプロダクティブ・ヘルス／ライツの理念を盛り込んだ「カイロ宣言」及び「行動計画」採択） ●「人権教育のための国連10年」（1995－2004年）決議 	<ul style="list-style-type: none"> ●勤務時間法公布・施行（一般職の国家公務員に介護休暇制度創設） ●高等学校における家庭科の男女必修実施（1994年度入学者から順次実施） ●総理府に「男女共同参画室」及び「男女共同参画審議会」設置 ●法務省「婚姻制度等に関する民法改正要綱試案」公表 ●内閣総理大臣を本部長とする「男女共同参画推進本部」設置 	<ul style="list-style-type: none"> ●女性総合センター「ウイングス京都」開館 ●女性総合センター「ウイングス京都」オープニング・フェスティバル開催（女性会議「ウイングス・フォーラム'94」，オープニングイベント，「国際女性フォーラム in KYOTO」） ●「第2次京都市女性行動計画－平成4年度推進事業報告書－」発行 ●「女性青少年課」を「男女共同参画推進課」に改組 ●「女性大学」開設 ●女性会議「ウイングス・フォーラム'94」開催
1995年 (平成7)	<ul style="list-style-type: none"> ●社会開発の世界サミット（コペンハーゲン）開催 ●国連人権委員会「女性に対する暴力をなくす決議」採択 ●第4回世界女性会議（北京）開催 （「北京宣言」及び「行動綱領」採択） 	<ul style="list-style-type: none"> ●ILO第156号条約（家族的責任条約）批准 ●育児休業法一部改正法公布・施行<一部1999年施行>（介護休業制度の法制化） 	<ul style="list-style-type: none"> ●「第2次京都市女性行動計画－平成5年度推進事業報告書－」発行 ●「女性問題ガイドー職場の身近な女性問題を考えるー」発行 ●「男女共同参画推進課」を文化市民局に移管 ●男女共同参画懇話会に「第2次京都市女性行動計画の新たな展開について」諮問 ●「男女共同参画社会に関するアンケート調査」実施 ●第4回世界女性会議（NGOフォーラム）に代表団を派遣 ●男女共同参画市民会議「ウイングス・フォーラム'95」開催
1996年 (平成8)		<ul style="list-style-type: none"> ●法制審議会「民法の一部を改正する法律案要綱」を法務大臣に答申 ●「新国内行動計画」第2次改定に向けて，男女共同参画審議会「男女共同参画ビジョン」答申 ●「男女共同参画推進連携会議」（えがりてネットワーク）発足 ●「男女共同参画2000年プラン」（「新国内行動計画」第2次改定）策定 	<ul style="list-style-type: none"> ●「男女共同参画社会に関するアンケート調査報告書」発行 ●「第2次京都市女性行動計画－平成6年度推進事業報告書－」発行 ●男女共同参画懇話会「第2次京都市女性行動計画の新たな展開への提言」答申 ●「第2次京都市女性行動計画」見直しに向けての意見募集及び「男女共同参画市民会議」開催 ●「もっと元気に・京都アクションプラン」策定（男女共同参画社会の実現に向けた条件整備を明記） ●男女共同参画市民会議「ウイングス・フォーラム'96」開催
1997年 (平成9)		<ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画審議会設置法公布・施行 ●男女雇用機会均等法，労働基準法，育児・介護休業法一部改正法公布 <翌々年（母性保護については翌年）施行> 	<ul style="list-style-type: none"> ●「第2次京都市女性行動計画－平成7年度推進事業報告書－」発行 ●「第2次京都市女性行動計画」改定 ●「女性の労働に関する市民意識調査」実施

	世 界	国 内	京 都 市
		<ul style="list-style-type: none"> ●労働省設置法の一部改正 ●内閣総理大臣が「男女共同参画社会実現を促進するための方策に関する基本的事項」について、男女共同参画審議会に諮問。審議会に基本問題部会を設置 ●「『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画」策定 ●介護保険法公布〈2000年施行〉 ●「男女共同参画2000年プランに関する報告書（第1回）」発表（～1999年（第3回）まで年1回発表） 	<ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画市民会議「ウィングス・フォーラム'97」開催
1998年 (平成10)		<ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画審議会「男女共同参画社会基本法について」答申 ●労働基準法一部改正法公布〈翌年施行〉 	<ul style="list-style-type: none"> ●「第2次京都市女性行動計画－平成8年度推進事業報告書－」発行 ●「ガンバレ女性にやさしい企業」シンポジウム・交流会開催，パンフレットの発行 ●男女共同参画市民会議「ウィングス・フォーラム'98」開催
1999年 (平成11)	<ul style="list-style-type: none"> ●「女子差別撤廃条約選択議定書」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ●児童買春・児童ポルノ法公布・施行 ●男女共同参画審議会「女性に対する暴力のない社会を目指して」答申 ●男女共同参画社会基本法公布・施行 ●食料・農業・農村基本法公布・施行（女性の参画促進を規定） ●警察庁「女性・子どもを守る施策実施要綱」制定 	<ul style="list-style-type: none"> ●「第2次京都市女性行動計画（改定版）－平成9年度推進事業報告書－」発行 ●「ガンバレ女性にやさしい企業」パートII「京都・女性にやさしい広告」表彰，パンフレットの発行 ●「女性への暴力に関する市民意識調査」実施 ●「京都市基本構想」策定 ●男女共同参画市民会議「京都・国際女性フォーラム（ウィングス・フォーラム'99）」開催 ●「第2次京都市女性行動計画（改定版）－平成10年度推進事業報告書－」発行
2000年 (平成12)	<ul style="list-style-type: none"> ●国連特別総会女性2000年会議（ニューヨーク）開催（「政治宣言」及び「成果文書」採択） 	<ul style="list-style-type: none"> ●「女性と仕事の未来館」開館 ●ストーカー規制法公布・施行 ●男女共同参画審議会「女性に対する暴力に関する基本的方策について」答申 ●男女共同参画審議会「男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」答申 ●「男女共同参画基本計画」策定 ●「男女共同参画白書（平成12年度版）」発表（以後，年1回発表） 	<ul style="list-style-type: none"> ●「ガンバレ女性にやさしい企業」パートIIIシンポジウム・講演会開催，パンフレット発行 ●男女共同参画懇話会に「第3次京都市女性行動計画に盛り込むべき施策の基本的方向について」諮問 ●女性2000年会議（NGOフォーラム）に代表団派遣 ●「男女共同参画に関する市民意識実態調査」実施 ●「第3次京都市女性行動計画」策定に向けた市民公聴会開催（合計3回） ●女性2000年会議及びワークショップ報告会開催 ●「第2次京都市女性行動計画（改定版）－平成11年度推進事業報告書－」発行 ●男女共同参画市民会議「ウィングス・フォーラム2000」開催

	世 界	国 内	京 都 市
2001年 (平成13)		<ul style="list-style-type: none"> ●内閣府に「男女共同参画局」及び「男女共同参画会議」設置 ●配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（配偶者暴力防止法）公布・施行 ＜配偶者暴力相談支援センターについては翌年施行＞ ●第1回男女共同参画週間実施 ●育児・介護休業法一部改正法公布・施行＜休業による不利益取扱いの禁止／時間外労働の制限，看護休暇制度については翌年施行＞ 	<ul style="list-style-type: none"> ●「京都市基本計画」策定 ●男女共同参画懇話会「京都市男女共同参画計画への提言」答申 ●「第2次京都市女性行動計画（改定版）－平成12年度推進事業報告書－」発行 ●「きょうと男女共同参画推進プラン」素案の公表及び市民意見募集実施 ●男女共同参画市民会議「ウイングス・フォーラム2001」開催
2002年 (平成14)			<ul style="list-style-type: none"> ●「きょうと男女共同参画推進プラン」策定 ●男女共同参画推進員の設置 ●男女共同参画懇話会に「京都市男女共同参画推進条例（仮称）について」諮問 ●（仮称）京都市男女共同参画推進条例についての中間報告及び市民意見募集 ●「男女共同参画フォーラム<京都市>」（近畿ブロック男女共同参画フォーラム，男女共同参画市民会議「ウイングス・フォーラム2002」）開催 ●男女共同参画懇話会「（仮称）京都市男女共同参画推進条例に盛り込むべき基本的事項について-提言-」答申
2003年 (平成15)	●女子差別撤廃条約履行状況に関する我が国の報告書審議	<ul style="list-style-type: none"> ●次世代育成支援対策推進法公布・施行＜地方公共団体及び事業主の行動計画の策定については翌々年施行＞ ●少子化対策基本法公布・施行 	<ul style="list-style-type: none"> ●「第2次京都市女性行動計画（改定版）－平成13年度推進事業報告書－」発行 ●男女共同参画市民会議「ウイングス・フォーラム2003」開催 ●「京都市男女共同参画推進条例」公布・一部施行（2003年12月26日） ＜苦情等の処理，男女共同参画審議会の設置については翌年施行＞
2004年 (平成16)		<ul style="list-style-type: none"> ●配偶者暴力防止法一部改正法公布・施行 ●育児・介護休業法一部改正法公布 ＜翌年施行＞ 	<ul style="list-style-type: none"> ●「きょうと男女共同参画推進プラン（第3次京都市女性行動計画）－平成14年度推進事業報告書－」発行 ●「京都市男女共同参画推進条例」完全施行（2004年4月1日） ●「男女共同参画審議会」設置（男女共同参画懇話会廃止） ●「男女共同参画苦情等処理制度」創設 ●男女共同参画講座「ウイングス・セミナー」開講（女性大学を改編） ●「男女共同参画通信」創刊（男女共同参画社会について考えるグラフ誌「E^b（イー・フラット）」を改編） ●「京都市の男女共同参画の現状と施策」（きょうと男女共同参画推進プラン 平成15年度推進事業報告書）発行 ●男女共同参画市民会議「ウイングス・フォーラム2004」開催（ウイングス京都10周年記念事業として実施）

	世 界	国 内	京 都 市
2005年 (平成17)	●第49回国連婦人の地位委員会（「北京+10」閣僚級会合）（ニューヨーク）開催	●男女共同参画会議「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的な方向について」答申 ●育児・介護休業法一部改正法公布 <翌年施行> ●「男女共同参画基本計画（第2次）」策定	●男女共同参画審議会に「きょうと男女共同参画推進プラン」中間見直しについて諮問 ●「民間緊急一時保護施設（民間シェルター）に対する補助制度」創設 ●「男女共同参画に関するアンケート」実施 ●「きょうと男女共同参画推進宣言」事業者登録制度創設 ●「ドメスティック・バイオレンス被害者支援ボランティア入門講座」開講 ●男女共同参画市民会議「ウイングス・フォーラム2005」開催 ●「京都市の男女共同参画の現状と施策」（きょうと男女共同参画推進プラン 平成16年度推進事業報告書）発行
2006年 (平成18)		●男女雇用機会均等法，労働基準法一部改正法公布 <翌年施行>	●「女性総合センター」を「男女共同参画センター」に改称 ●男女共同参画審議会「きょうと男女共同参画推進プランの新たな展開について」答申 ●広報誌「POWER CATCH KYO(パワー キャッチ きょう)」創刊 ●男女共同参画市民会議「ウイングス・フォーラム2006」開催
2007年 (平成19)		●配偶者暴力防止法一部改正法公布 <翌年施行>	●「きょうと男女共同参画推進プラン」改定 ●「京都市の男女共同参画の現状と施策」（きょうと男女共同参画推進プラン 平成17年度推進事業報告書）発行 ●チャレンジモデル広報誌「あなたのチャレンジ応援し隊」発行 ●「配偶者等からの暴力に関する調査」実施 ●「きょうと男女共同参画推進宣言」アドバイザー派遣制度創設 ●男女共同参画市民会議「ウイングス・フォーラム2007」開催
2008年 (平成20)		●内閣府「仕事と生活の調和推進室」設置	●「京都市の男女共同参画の現状と施策」（きょうと男女共同参画推進プラン 平成18年度推進事業報告書）発行 ●チャレンジモデル広報誌「あなたのチャレンジ応援し隊」発行